



情報マネジメントシステム

IMS 要員認証機関認定基準に関する指針

JIP-IMAC301-1.2

2010年2月1日



財団法人 日本情報処理開発協会

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号

Tel.03-3432-9386 Fax.03-3432-6200

Email info@isms.jipdec.jp

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

## 改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改定箇所（改訂理由）	備考
1.0	2008.4.1	初版	
1.1	2009.1.7	訳文の追加：G.4.5.1 訳語の追加・変更：G.4.2.1、G.4.2.28、 G.4.3.3、G.4.3.5、G.4.5.2、G.4.6.1、 G.4.7.2、G.5.1.1、G.5.1.2	
1.2	2010.2.1	IAF GD24 Issue2 を適用：G.3.1.1～ G.3.1.4、G.4.3.7 の追加	

## 1. 目的

この指針は、JIP-IMAC300（IMS 要員認証機関認定基準）を、要員の認証機関に適用する際の指針を示すものである。

## 2. 指針

- 1) この指針は、財団法人日本情報処理開発協会 情報マネジメント推進センター（以下、本協会という）がIAF<sup>1</sup>（国際認定フォーラム）指針文書 IAF GD 24:2004（ISO/IEC 17024:2003「適合性評価—要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項」の適用に関するIAF指針<sup>2</sup>）（以下、IAF指針という）の原文<sup>3</sup>を日本語に翻訳したものを使用する。この指針には、IAF指針の日本語訳を添付している。
- 2) この指針に添付している IAF 指針の日本語版に対し、“ISO/IEC 17024”は“JIS Q 17024”と読み替える。
- 3) IAF 指針に記載されている IAF 相互承認協定（MLA）に関する事項は、協定への加盟を想定したものであるが、加盟できる体制にあることを前提としている訳ではない。

---

<sup>1</sup> IAF : International Accreditation Forum, Inc.

<sup>2</sup> IAF Guidance on the Application of ISO/IEC 17024:2003 Conformity assessment - General Requirements for Bodies operating Certification of Persons

<sup>3</sup> 本協会は、IAF 指針の著作権は IAF が保持しており、正本は英語版であることを認めている。

IAF GD 24:2009

*International Accreditation Forum, Inc.*

国際認定機関フォーラム (IAF)



## IAF Guidance Document

IAF 指針文書

ISO/IEC 17024:2003

「適合性評価—要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項」

の適用に関する IAF 指針

Issue 2, Version 2

(IAF GD24:2009)

日本語版について

この IAF 指針の日本語版は、JIP-IMAC300(IMS 要員認証機関認定基準)を、要員の認証機関に適用する際の指針として使用するために、財団法人日本情報処理開発協会 情報マネジメント推進センター (以下、本協会という) が IAF の許可を得て日本語に翻訳したものである。

この IAF 指針の日本語版の著作権は本協会が保有する。この文書を本協会の許可なく転載することを禁ずる。

認定は、認定された機関がその認定の範囲内で業務を実施する力量があることを、組織及びその顧客に確信させることによって、組織やその顧客に対するリスクを軽減する。国際認定機関フォーラム(IAF)のメンバーである認定機関は、最高の水準で業務を実施し、また当該機関が認定した機関に対し、適切な国際規格及びそれらの規格の適用に対する IAF 指針に適合するよう要求することが求められている。

IAF 相互承認協定 (MLA) のメンバーである認定機関によって授与される認定は、それら機関の認定プログラムの同等性を確実なものとするための定期的なサーベイランスに基づいており、世界のある場所で認定された適合性評価の証明書をもつ企業及び要員が、世界中どこでもその証明書を認知されることを可能にするものである。

従って、IAF MLA のメンバーによって認定された機関が発行する、マネジメントシステム、製品、サービス、要員及びその他の類似する適合性評価プログラムの分野における証明書は、国際貿易において信頼されるものである。

## 目次

1	適用範囲 .....	6
1	1 項に対するIAF指針(G.1.1) .....	6
2	引用規格 .....	6
2	2 項に対するIAF指針 .....	6
3	用語及び定義 .....	6
3	3 項に対するIAF指針(G.3.1) .....	6
4	認証機関に対する要求事項 .....	7
4.1	認証機関 .....	7
4.1	4.1 項に対するIAF指針(G.4.1.1 ~ G.4.1.2) .....	7
4.2	組織構造 .....	7
4.2	4.2 項に対するIAF指針(G.4.2.1 ~ G.4.2.3) .....	7
	組織に関する取り決め .....	7
	機構 .....	9
	公平性/独立性 .....	10
	訓練 .....	11
	異議申立て及び苦情 .....	11
4.3	認証スキームの開発及び維持 .....	12
4.3	4.3 項に対するIAF指針(G.4.3.1 ~ G.4.3.7) .....	12
4.4	マネジメントシステム .....	13
4.4	4.4 項に対するIAF指針 .....	13
4.5	下請負契約 .....	13
4.5	4.5 項に対するIAF指針(G.4.5.1 ~ G.4.5.3) .....	13
4.6	記録 .....	14
4.6	4.6 項に対するIAF指針(G.4.6.1 ~ G.4.6.2) .....	14
4.7	守秘義務 .....	15
4.7	4.7 項に対するIAF指針(G.4.7.1 ~ G.4.7.2) .....	15
4.8	セキュリティ .....	15
4.8	4.8 項に対するIAF指針(G.4.8.1 ~ G.4.8.3) .....	15
5	認証機関が雇用又は契約する者に対する要求事項 .....	15
5.1	一般 .....	15
5.1	5.1 項に対するIAF指針(G.5.1.1 ~ G.5.1.3) .....	15
5.2	試験員に対する要求事項 .....	16
5.2	5.2 項に対するIAF指針(G.5.2.1 ~ G.5.2.3) .....	16

---

---

6	認証プロセス	17
6.1	申請	17
	6.1 項に対するIAF指針(G.6.1.1)	17
6.2	評価	17
	6.2 項に対するIAF指針(G.6.2.1 ~ G.6.2.2)	17
6.3	認証の決定	17
	6.3 項に対するIAF指針(G.6.3.1 ~ G.6.3.7)	17
6.4	サーベイランス	18
	6.4 項に対するIAF指針(G.6.4.1 ~ G.6.4.4)	18
6.5	再認証	19
	6.5 項に対するIAF指針(G.6.5.1 ~ G.6.5.3)	19
6.6	証明書及びロゴ/マークの使用	20
	6.6 項に対するIAF指針(G.6.6.1 ~ G.6.6.5)	20

Issue No 2, Version 2

Prepared by: IAF Technical Committee

Approved by: IAF Members

Date: 15 December 2008

Issue Date: 1 February 2009

Application Date: 1 February 2010

Name for Enquiries: John Owen, IAF Corporate Secretary

Contact: Phone: +612 9481 7343

Email: <secretary1@iaf.nu>

## IAF 指針への序文

ISO/IEC 17024:2003 は、要員の認証を行う機関に対する基準を規定した国際規格である。要員の認証を行う機関が ISO/IEC 17024 に適合しているとして世界的に整合性のとれた方法で認定を受けるためには、この規格に対する指針が必要である。本指針は、認定を受けようとする認証機関への指針を提供し、また認定機関が認証機関を審査するために遵守すべき規格の適用について、整合性を図ることを可能にする。これは認定の相互承認に向けた重要なステップである。

本指針には ISO/IEC 17024 本文は含まれていない。利用者は ISO/IEC 17024 を適切な規格発行組織にて購入しなければならない。便宜上、ISO/IEC 17024 の見出し部分を本指針では**太字**で示している。指針部分は、“G”の文字と当該規格の項目番号の最初の 2 桁が表示されており(1 項及び 3 項を除く)、3 桁目は各項での連続番号となっている。4.2 項では、より読みやすくするために 5 つの小見出しがつけられている。適合性を決定するための要求事項は ISO/IEC 17024 に記載されている。本 IAF 指針はそれ以上の要求事項を設定するものではない。

本指針は、認定機関間の相互承認協定の基盤となるものであり、ISO/IEC 17024 の一貫した適用に必要であると考えられる。IAF 相互承認協定 (MLA) メンバー及び当該協定に加盟しようとする機関は、各機関の ISO/IEC 17024 実施状況を相互に審査する。さらに本指針の全てが、一般業務規程の一部として認定機関に採用されることが期待される

本指針全体を通して、“～なければならない(shall)”という用語は、ISO/IEC 17024 の要求事項を反映する規定が強制的なものであることを示すために使われている。“～望ましい(should)”は、強制的ではないが、要求事項を満たすために認知された方法として IAF が提供する指針を示すために使われている。いかなる点であれ IAF 指針に従わないシステムをもつ認証機関は、当該機関の解決方法が ISO/IEC 17024 の関連条項に同等の方法で適合していることを、認定機関に対し実証できる場合にのみ認定される資格がある。

認証機関は、その認定に影響を及ぼす可能性のあるいかなる事項についても、認定機関からの指針を求めてもよい。認定機関はさらなる指針又は決定により、対応することが望ましい。

## ISO/IEC 17024:2003 の適用に関する IAF 指針

### 1 適用範囲

#### 1 項に対する IAF 指針(G.1.1)

G.1.1. 認証機関の認定範囲は、例えば溶接技能者、審査員、安全専門家などの認証の種類、また該当する場合には、要員のスキーム内でのレベル及び要員の種類、並びに適用される力量の規格又は規正文書などについて表される。認証機関の所在地に対する制約、又は特定のサービスを提供する部門に対する制約など、制限が適用される場合もある。

### 2 引用規格

#### 2 項に対する IAF 指針

指針なし

### 3 用語及び定義

#### 3 項に対する IAF 指針(G.3.1)

G.3.1. 本 IAF 指針には、次の定義が適用される。

G3.1.1 認定を受けた認証書: 認定の条件に従って認証機関によって発行され、認定シンボル又は記述が記載された証明書。

G3.1.2 公平である／公平性: 候補者一人ひとりに、合格のための均等な機会が与えられている。

G3.1.3 有効である／有効性: 評価プロセス／試験は、それぞれが測定の対象とするもの(力量を伴った業務遂行のために要求される、知識領域、技能、必須の身体的又は精神的特質)を測定する。

G3.1.4 信頼できる／信頼性: 評価プロセス／試験は、一貫した測定を行う。

## 4 認証機関に対する要求事項

### 4.1 認証機関

#### 4.1 項に対するIAF指針(G.4.1.1 ~ G.4.1.2)

G.4.1.1 方針及び/又は手順の適用に例外がある場合は、その正当性を示し、文書化することが望ましい。

G.4.1.2 認証機関は、適用される規制及び法令上の適合性の評価を実施したこと、また関連する規制及び法令上の要求事項に適合していない場合には、処置を講じたことを、認定機関に対し実証できることが望ましい。

### 4.2 組織構造

#### 4.2 項に対するIAF指針(G.4.2.1 ~ G.4.2.31)

##### 組織に関する取り決め

G.4.2.1 ISO/IEC 17024 の 4.2.1 d)項に記載のとおり、認定は法人格を有する機関に対してのみ授与され、また、宣言された範囲、活動及び所在地に限定される。認証活動が、親組織の一部である法人によって実施されている場合は、その親組織に属する他の部分との関連を明確にしなければならず、本指針 G.4.2.6 ~ 4.2.8 に規定する利害抵触が存在しないことを実証することが望ましい。認証機関は、親組織内の他の部分の活動についての関連情報を認定機関に提供し、またそれを最新のものに維持しなければならない。

G.4.2.2 ISO/IEC 17024 の 4.2.1 d)項で要求されている通り、認証機関が法人であることを実証するということは、申請者である認証機関自体が法人組織ではなく、法人である親組織の一部である場合は、認定はその法人全体に対してのみ授与されることを意味している。このような場合、その認証機関に関連する審査についての特定の追跡調査、及び/又は記録のレビューのために、その法人の組織全体の機構が認定機関による審査の対象となることがある。法人である親組織の一部で、実際に認証機関を組織している部分は、固有の名称のもとに事業を行ってもよいが、その固有の名称は法人の名称とともに認定登録証に記載されることが望ましい。

G.4.2.3 ISO/IEC 17024 の 4.2.1 d)項の趣旨から、政府の一部、又は政府の部門である認証機関については、政府内の地位に基づいて法人とみなされる。このような機関の地位及び機構は、正式に文書化しなければならない。またこれらの機関は、ISO/IEC 17024 の全要求事項に適合しなければならない。

- G.4.2.4 ISO/IEC 17024 の 4.2.2 項では、認証機関は、認証プロセスの守秘性、客観性又は公平性が、営業上又はその他の検討材料に影響されないようにすることが望ましいと規定している。この項への適合は、認証機関の設立財源が、株式保有及び/又は役員会において支配的立場にある利害関係者によって提供されている場合に特に関連している。
- G.4.2.5 ISO/IEC 17024 の 4.2.4 a)項で言及されている財務資源に関する要求事項では、認証機関が、契約上の義務に従って、認定を受けたサービスを提供し続けることができることについて、妥当な見通しがあることを実証することを要求している。認証機関は、例えば、経営報告書若しくは議事録、年次報告書、財務監査報告書、又は財務計画など、その存続能力を実証する十分な証拠を認定機関に対して提供する責任がある。認定機関は、認証機関の財務内容を直接審査しないことが望ましい。
- G.4.2.6 関連機関とは、認証機関と所有者が全部又は一部共通であることにより関係のある機関、共通の取締役会役員をもつ機関、契約上の協定、共通の名称、共通の職員、非公式の了解事項をもつ機関、又は認証の決定において当該関連機関が既得の利益をもつ、若しくは認証決定プロセスに影響を及ぼす潜在的な能力をもつなど、その他の手段をもつ機関である。
- G.4.2.7 関連機関が提供してよいサービス又は活動について特定の制約はないが、認証機関は、このような関連機関との関係を分析し文書化することによって、認証の提供に際して既知の利害抵触が生じる可能性を判断することが望ましい。認証機関は、適切に管理しなければ守秘性、客観性又は公平性に影響を及ぼす可能性のある関連機関及びその活動を特定することが望ましい。
- G.4.2.8 認証機関は、実際の利害抵触を排除し、公平性に対して特定されたあらゆるリスクを最小限にするため、認証業務及びその他の活動をどう運営管理しているかを実証しなければならない。この実証においては、認証機関の内部から発生するものであれ、関連機関の活動から発生するものであれ、利害抵触のすべての潜在的発生源を対象としなければならない。認定機関は、認証機関がこれらのプロセスを審査の際に開示することを期待する。これには、実行可能かつ正当な理由のある範囲内で、検討対象である活動についての認証機関及び関連機関の記録をレビューするために、審査の追跡調査を含むことがある。このような追跡を行う範囲を検討する際には、当該認証機関の公平な認証の実績を考慮することが望ましい。公平性が維持できていないという証拠が発見された場合は、利害抵触の可能性に対する管理が再構築されたことを確認するために、審査の追跡調査を関連機関にまで拡大して行うことが必要な場合もある。

## 機構

G.4.2.9 ISO/IEC 17024 の 4.2.2 項では、認証機関の機構を文書化し、その中に、公共の利益に対する配慮を含め、認証機関が業務を行うさまざまな部門において重要なかかわりをもつすべての関係者の参加についての規定を盛り込むことを要求している。これは通常、何らかの委員会を通して行われることが望ましい。

この機構は、認証機関の法的地位を示す文書において、又は公平性の保護を損なうような変更を防止する別の手段によって、組織内の最高レベルで正式に構築されなければならない。この機構に対するいかなる変更に際しても、ISO/IEC 17024 の 4.2.2 項で言及されている委員会又は同等の組織の助言を考慮することが望ましい。

G.4.2.10 ISO/IEC 17024 の 4.2.2 項の適用には、システムに重要なかかわりをもつすべての関係者が参加できるかどうかの判断が必要である。重要なのは、すべての特定可能な主要利害関係者が参加の機会を与えられることが望ましいということであり、また、単一の利害関係者だけが支配的であることのないよう利害の均衡が保たれていることである。実際的な理由から、参加者の数を制限する必要がある場合もある。

G.4.2.11 ISO/IEC 17024 の 4.2.2 項で言及されている委員会又は同等の機構からの依頼により、ISO/IEC 17024 の 4.2.1 c)項に記述されている各種機能に責任のある管理主体は、委員会又は同等の機構に対し、すべての重要な決定、処置、及び特定の活動に対する責任者の選定の理由を含む、認証に関するすべての必要な情報を提供し、認証機関が適正かつ公平な認証を保証できるようにすることが望ましい。これらの事項において委員会又は同等の機構の助言を管理主体が尊重しない場合は、委員会又は同等の機構は、適切な方策を講じなければならない。その方策には認定機関に通報することも含まれる場合がある。

G.4.2.12 ISO/IEC 17024 の 4.2.1 c) 3)項に基づいて認証の発行、一時停止、又は取消しの決定が、その決定の対象である要員に利害関係のある代表者を含んでいる委員会によって行われる場合は、認証機関の運営手順において、これらの代表者が利害抵触の存在を明言し、認証の決定に参加することのないよう保証することが望ましい。

G.4.2.13 ISO/IEC 17024 の 4.2.1 b)項では、認証機関が認証の決定について責任を負うことを要求している。従って、いかなる異議申立て手順(4.2.6項)も認証機関の管理下で行われることが望ましいが、異議申立てパネル又は委員会は、国際法又は国内法で要求されている場合を除き、その勧告内容において独立していなければならない。

G.4.2.14 ISO/IEC 17024 の 4.2.2 項で言及されている委員会又は同等の機構は、必要に応じて1つ又は複数のスキームに対するスキーム委員会として活動するために要求される技術的力量をもっている場合には、スキーム委員会を兼務してもよい。

G.4.2.15 認証スキームのための共通のスキーム委員会は、国際的又は国内の認証スキーム、若しくはその国又は地域において複数の認証機関が使用するスキームである認証スキームのために設置される場合がある。認証機関は、その国又は地域における関連する共通の認証スキーム委員会の活動に、積極的に関与していることを実証する手順や資源をもっていることが望ましい。

#### 公平性/独立性

G.4.2.16 認証機関の公平性及び独立性は、次の項目を含むすべてのレベルにおいて確立することが望ましい。

- 組織構造;
- 方針及び手順;
- 評価;
- 認証に関する決定及び異議申立て。

G.4.2.17 認証機関はその公平性を損なう可能性のある活動に従事してはならない。

G.4.2.18 認証機関は、国内に認定を受けた適切な第三者機関が存在しない、又は認証を実施するために利用可能ではない場合を除き、自らが雇用する要員を認証しないことが望ましい。このようなケースが発生した場合には、認証機関は、そのような状況で独立性と公平性を維持するために採用した手順を認定機関に対して実証しなければならない。その手順には次の項目が含まれる。

- すべての候補者に対し、同一の評価標準と守秘性を維持すること;
- 独立した試験員を使用すること;
- 認証プロセスを独立した立場から監視すること。

G.4.2.19 ISO/IEC 17024 の 4.2.5 項及び 5.1.2 項の要求事項は、認証に携わる者が過去 2 年間に、対象となる候補者の評価に関連する訓練活動に従事していた場合は、認証プロセスの一部としての評価を行わせないことが望ましいということを意味している。

G.4.2.20 認証機関は、試験員が、候補者の試験の公平性に関して利害抵触を示す可能性のある情報を明示するよう、要求しなければならない。認証機関は公平性が損なわれないことを保証するために、そのような状況を特定、評価して、責任及び任務を割り当てる責任を負う。

G.4.2.21 ISO/IEC 17024 の 4.2.7 項に記述されている、責任あるマネジメント、職員及び/又は従事者は、必ずしもその認証機関に専属的に従事している必要はないが、他で雇用されていることによってその公平性を損なうものであってはならない。

- G.4.2.22 「従事者」という用語には、認証機関で契約ベースで働く個人、又は他の外部の人的資源を含めることができる。認証機関はすべての人的資源の遂行状況及び結果を運営、管理し、責任を負う立場になければならない。また従業員、契約従業員、又は外部機関から提供されている者であるかにかかわらず、特定の分野で使用する全職員の適性を管理する包括的な記録を維持する責任を負う立場になければならない。
- G.4.2.23 認証機関は、いかなる関連機関、下請負契約先、外部試験員も、約束に違反した活動を行わないことを保証する責任を負うことが望ましい。そのような違反が特定された場合は、適切な是正措置を実施する責任を負うことが望ましい。

#### 訓練

- G.4.2.24 認証機関は、評価に関するすべての下請負契約先又は外部試験員に対し、ISO/IEC 17024 の 4.2.4 c)項に基づく活動の営業及び提供に関して、指針 G4.2.25 及び G4.2.26 で要求されているものと同等の確証を与えるように要求することが望ましい。
- G.4.2.25 教育及び訓練に関連する情報は、認証を受ける資格について規定要件として使われる場合、又は試験準備用冊子の一部として使われる場合には、認証機関から印刷物として提供してもよい。認証スキームに関連する教育及び訓練についてのすべての既知の規定要件は、リストにし、一般に入手可能なものにすることが望ましい。しかし、ある特定の教育/訓練サービスを利用することによって、認証がより簡単に、容易に、又はより低価格になると示唆するようなことを、認証機関は一切述べたり、表示したりしないことが望ましい。
- G.4.2.26 認証機関が認証及び教育/訓練サービスを提供する場合、認証機関は、認証プロセスの公平性が維持されるようにし、また維持されていることがわかるようにするため、両サービスを利用することが申請者に何らかの利点をもたらすという印象を一切与えないことを保証しなければならない。
- G.4.2.27 認証機関は、その所見を説明すること、及び/又は規正文書の要求事項を明確にすることを許可されている。しかし、評価の一部として指示的助言又は訓練を提供してはならない。これは、申請者又は候補者及び他の利害関係者との通常の情報交換までも妨げるものではない。

#### 異議申立て及び苦情

- G.4.2.28 ISO/IEC 17024 の 4.2.6 項で言及されている方針及び手順は、すべての異議申立て及び苦情が、建設的かつ時宜を得た方法で扱われることを保証することが望ましい。このような手順の実施によって、問題が容認可能な解決という結果に結びつかなかった場

合、又は提案された手順が苦情の申立て者、又は他の関係者にとって容認できないものである場合に備え、認証機関の手順は異議申立て手続きについて規定しておかなければならない。異議申立ての手順には次の項目を含むことが望ましい。

- 異議申立て者が申立てについて正式に表明する機会；
- 異議申立て手続きの公平性を確実にするために、他の業務から独立した要素又はその他の手段を提供する；
- 異議申立て者に対し、到達した決定の理由を含め、異議申立てに対する所見を文書で提供する；
- 異議申立て手続きの期限についての明確な定義。

認証機関は、すべての利害関係者が、従うべき異議申立て手続き及び手順の存在を、必要に応じて適切な時に認識できるよう保証しなければならない。

G.4.2.29 管理者の立場にある者も含め認証に携わる者は、申請者又は候補者の認証プロセスに関わりがあった場合、過去 2 年間に申請者又は候補者の訓練又は教育活動に関わりがあった場合、若しくは問題となっている異議申立て又は苦情につながる活動に以前何らかの関わりがあった場合、異議申立て又は苦情に対する決定をすることを許されないようにすることが望ましい。

G.4.2.30 異議申立て及び苦情は潜在的な不適合に関する情報源となる。苦情を受け取った認証機関は、発見された不適合の原因を明確にし、必要に応じて処置を講じなければならない。

G.4.2.31 認証機関は修正及び/又は是正処置を講じるため上記のような調査を活用することが望ましい。修正及び/又は是正処置には次の事項のための方策を含むことが望ましい。

- 不適合がもたらす影響を最小限にすること；
- 実行可能な限り迅速に、認証の要求事項に対する適合性を復元すること；
- 不適合の再発を防止すること；
- 採用された修正又は是正手段の有効性を評価すること。

### 4.3 認証スキームの開発及び維持

#### 4.3 項に対するIAF指針 (G.4.3.1 ~ G.4.3.7)

G.4.3.1 承認された訓練課程を修了したことは、もし認証機関が認証スキームの要求事項の一部として訓練課程を承認している場合には、認証機関は訓練機関に対し、訓練課程を

修了した者は認証スキームに規定されている知識及び技能に関連する履修目標を達成していることを保証することを要求することが望ましいということを意味する。

G.4.3.2 規定要件、資格要件及びその他の要求事項は、それらが公正、公平であることを保証するため、文書化し、認証スキームに関連するデータ及び/又は専門家の意見に基づいていることを示さなければならない。

G.4.3.3 認証された要員の力量を判断するために、認証スキーム委員会は体系的なプロセスを利用することが望ましい。基準が、専門家に受け入れられている標準及び実施要領、並びに法的要求事項と整合していることを示す証拠を提供することが望ましい。有効かつ信頼できる試験の開発のための国内又は国際規格を力量の評価に利用可能である場合には、それらを考慮することが望ましい。

G.4.3.4 妥当性確認とは、専門家との面談、認証機関が決定する母集団の調査、及び/又はスキームの内容を支持する、一般に受け入れられている規準文書などの仕組みを通じて、客観的な証拠を収集するプロセスである。

G.4.3.5 スキームの定期的な見直し及び修正、変更の実施、及び利害関係者への通知などの目的のために、方針及び手順が必要である。

G.4.3.6 試験の定期的な評価の記録は、公平性、有効性及び信頼性を保証するために保管されることが望ましい。

G.4.3.7 認証機関は、認証スキーム委員会が以下のことをどのようにして確認できたかについて、客観的証拠によって実証することが望ましい。

- 定められた力量要求事項が、認証の明示された範囲と整合した利害関係者のニーズと整合(を満足)している。
- 認証スキーム(試験、試験プロセス、再認証等を含む)は、スキームに関する特定の力量基準に対して候補者の力量が適切であることを評価するものである。

## 4.4 マネジメントシステム

### 4.4 項に対するIAF指針

指針なし

## 4.5 下請負契約

### 4.5 項に対するIAF指針(G.4.5.1 ~ G.4.5.3)

G.4.5.1 認証機関は、別の機関によって行われる下請負契約による業務(業務管理、試験の作

---

成又は試験の実施)に基づいて証明書を発行してもよい。但し、下請負契約先が ISO/IEC 17024 の該当するすべての要求事項に適合することを、当該下請負契約先との取り決めで要求しなければならない。

合意文書には最低限次の事項を含むことが望ましい。

- 下請負契約の対象となるサービス及びその結果についての詳細な記述；
- サービスを提供し、公平性、守秘性、完全性を維持するために必要な管理方策；
- 下請負契約先が行うべき内部監視についての要求事項；
- 認証機関又はその他の適切な機関が実施する審査のプロセス；
- 合意文書に規定されている責任を果たすために、認証機関によって権限を付与された従事者(例えば試験員)の氏名；
- 合意文書を承認する代表者の氏名及び署名。

下請負契約先が該当するすべての要求事項を満たしていることを確実にするために実施された、審査及び監視活動に関する記録が入手可能であることが望ましい。

G.4.5.2 2 つ以上の認証機関が下請負契約先の合同審査を行う場合には、各認証機関は審査全体が成功裏に行われたことを確認しなければならない。

G.4.5.3 試験が訓練機関に下請負契約されている場合には、訓練と認証プロセスの一部としての試験との分離に関して特別の注意を払うことが望ましい (ISO/IEC 17024 の 4.2.5 項)。

## 4.6 記録

### 4.6 項に対するIAF指針(G.4.6.1 ~ G.4.6.2)

G.4.6.1 認証された要員の地位を確認する手段として、認証機関は最低限次の情報を維持し、認証された要員の地位に関する問い合わせに対し、制限又は差別なく応えることが望ましい。

- 認証の発効日及び失効日；
- 認証された要員の氏名及び認証番号；
- 要員が認証を受けている、規準文書を含めた認証範囲。

G.4.6.2 記録は次のとおりであることが望ましい。

---

- 検索可能性を保証する方法で保管されている;
- 損傷及び劣化を防ぐ方法で保管されている;
- 一意的に識別される。

#### **4.7 守秘義務**

##### 4.7 項に対するIAF指針(G4.7.1 ~ G4.7.2)

G4.7.1 守秘義務に関する要求事項は、認証機関内の情報にアクセスできる可能性のある者すべてを対象としている。下請負契約による従事者も、そのような情報すべてを、特に同僚の従業員及び他の雇用者に対し機密として維持することを要求されなければならない。

G4.7.2 情報の保管・開示に関する、方針・手順及び/又は規制要求事項を維持しなければならない。

#### **4.8 セキュリティ**

##### 4.8 項に対するIAF指針(G4.8.1 ~ G4.8.3)

G4.8.1 認証機関は、試験用資料の輸送及び取り扱いに関する取り決めを含め、認証システム全体のセキュリティを保証するために必要な方策を決定することが望ましい。

G4.8.2 セキュリティ方策には次の事項を含む場合がある。

- 試験問題の安全な保管;
- 電子データの保護。

G4.8.3 認証機関が訓練機関に試験を下請負契約する場合、公平性及び/又はセキュリティを損なうリスクが内在するため、特別の注意を払うことが望ましい。特別な注意とは、試験用資料と訓練用資料の分離の手順などを含む場合がある。

### **5 認証機関が雇用又は契約する者に対する要求事項**

#### **5.1 一般**

##### 5.1 項に対するIAF指針(G5.1.1 ~ G5.1.3)

G5.1.1 認証機関は次の力量を備えた者をもたなければならない。

- 申請書をレビューする;

- 試験員を承認し、選定する；
- 試験を準備、管理、監視し、採点及び評価を行う；
- 試験センターなどの下請負契約先の審査を行う；
- 不適合、異議申立て及び苦情を処理する；
- 認証の決定を行う；
- マネジメントシステムを実施し、維持する。

G.5.1.2 認証機関のマネジメントは、従事者が業務を実施している認証の範囲内で実行することが要求されている任務に対する力量があるかどうかを判断する資源及び手順をもっていなければならない。従事者の力量は、経歴の確認、特定の訓練又は概要の説明によって判断できる場合がある。認証機関は、業務を遂行するすべての従事者と効果的に意思疎通を図ることができることが望ましい。

G.5.1.3 認証機関は、その従事者が割当てられた職務及び責任を遂行するための情報をもつことを保証するためのプログラムをもつことが望ましい。従事者の訓練ニーズ及びその訓練ニーズをいかに満たしているかを明確にし、文書化するシステムが確立されていることが望ましい。

## 5.2 試験員に対する要求事項

### 5.2 項に対するIAF指針(G.5.2.1 ~ G.5.2.3)

- G.5.2.1 試験員に要求される書き言葉、話し言葉の流暢さの程度は異なる場合がある。認証機関は、試験員に求められる目標を達成するために必要な言語の力量を予め定めておくプロセスをもつことが望ましい。
- G.5.2.2 認証機関は、試験員の行動並びに遂行状況及び結果を評価及び監視することが望ましい。このような評価及び監視には、認証プロセスにおける関連するすべての部分で試験員の活動に立ち会うことを含めることが望ましい。
- G.5.2.3 試験の実施を監視し、支援する従事者(試験監督官、監視者)は、試験員とは別であり認証機関が定めた規準を満たしていなければならない。

## 6 認証プロセス

### 6.1 申請

#### 6.1 項に対するIAF指針(G.6.1.1)

G.6.1.1 認証プロセスを詳細に記述したものには次の事項を含むことができる。

- 認証された要員に対する力量の要求事項；
- 該当する場合は、申請に必要な資格基準；
- 申請に関する要求事項；
- 試験の種類及び性格、並びに評価プロセス；
- 認証の授与、維持、更新、拡大、縮小の条件；
- 認証の一時停止又は取り消しの条件。

### 6.2 評価

#### 6.2 項に対するIAF指針(G.6.2.1 ~ G.6.2.2)

G.6.2.1 受験者に対する妥当な便宜(読む際の補助、試験時間の延長、試験問題の印刷文字を大きくするなど)を決定するための方針及び手順は、文書化され、すべての利害関係者に利用可能であり、政府の要求事項を満たすものでなければならない。認証機関は、申請者の身体的障害により、認証された要員のためのスキームに基づく認証ができない場合を除き、特別な扱いを必要とする受験者にも試験を提供できることを保証することが望ましい。

G.6.2.2 候補者の遂行状況及び結果に関する報告書は G.4.2.27 を考慮しつつ、将来の試験の準備をする候補者に指針を提供するために十分に詳細なものであることが望ましい。

### 6.3 認証の決定

#### 6.3 項に対するIAF指針(G.6.3.1 ~ G.6.3.7)

G.6.3.1 認証プロセスにおいて収集された情報は、次の事項のために十分なものであることが望ましい。

- 認証機関が認証について十分な情報に基づいた決定を行う；
- 例えば異議申立て又は苦情の際に、追跡が可能である；

- 認証の要求事項に継続的に適合していることを保証する。

G.6.3.2 決定の根拠となる情報で、評価プロセス以外の資源から得られる情報は、評価プロセスについての情報とともに候補者に知らせることが望ましい。候補者はそれについて意見を述べる機会を与えられることが望ましい。

G.6.3.3 認証機関内で認証の授与/取り消しを決定する要員は、認証プロセスから得られた情報を評価するために十分な水準の知識と経験をもっていなければならない。

G.6.3.4 認証は、認証に関する要求事項がすべて満たされ、認証機関によって検証されるまでは授与されてはならない。評価においてなされた完了及び/又は修正、並びにその解決は、認証機関によって文書化されることが望ましい。

G.6.3.5 認証機関が別の機関が以前行った業務を考慮に入れる場合は、認証機関が策定した要求事項及び ISO/IEC 17024 の要求事項への適合を実証するために、関連するすべての報告書及び記録をもっていなければならない。

G.6.3.6 証明書が IAF の適合性評価に関する要求事項を満たしているとして認知されるためには、その認定の範囲及び条件に従って認証機関が発行したものであり、認定機関及び証明書を発行する認証機関が明確に特定できるものでなければならない。

G.6.3.7 認証機関が認証範囲を対象とする複数の認定を保持している場合は、認定を受けた認証書は少なくとも 1 つの認定機関を特定できるものでなければならない。

## 6.4 サーベイランス

### 6.4 項に対する IAF 指針 (G.6.4.1 ~ G.6.4.4)

G.6.4.1 サーベイランスは、認証スキームに継続して適合していることを保証するため、認証期間内に、認証された要員の遂行状況及び結果を定期的に監視するものである。

G.6.4.2 認証スキームに従い、認証機関によるサーベイランスは次の事項を含むことができるが、これらに限定されるものではない。

- 現地での評価;
- 規制当局からの情報;
- 試験内容を含む専門能力開発;
- 利害関係者からの苦情及び情報;
- 予め質問事項等が決められている面接;

- 認証された要員に関して取られた法的措置；
- 継続的に十分な業務及び業務経験の記録の確認；
- 試験；
- 身体的能力の確認。

G.6.4.3 認証機関は、サーベイランスにおいて力量が確認できない場合、証明書を取り消す状況や条件を規定する手順をもつことが望ましい。

G.6.4.4 サーベイランスのために策定される方法及び頻度は、認証スキーム委員会によって決定されることが望ましく、サーベイランスの目的に対して適切なものでなければならない（G.6.4.1 参照）。

## 6.5 再認証

### 6.5 項に対するIAF指針(G.6.5.1 ~ G.6.5.3)

G.6.5.1 再認証は、最新の認証要求事項に対する適合性を確認するプロセスである。認証機関のスキーム委員会は、再認証期間についての論理的根拠を確立することが望ましい。この論理的根拠は次の検討事項を参考にすることができる。

- 認証スキームが提供される産業界の成熟度及び関連するリスク；
- 変化する一連の知識；
- 調査データ；
- 利害関係者の要求事項；
- 専門家の意見；
- 規制要求事項。

G.6.5.2 認証スキームに従い、認証機関による再認証は次を含むことができるが、それだけに限定されるものではない。

- 現地での評価；
  - 試験内容を含む専門能力開発；
  - 予め質問事項等が決められている面接；
  - 継続的に十分な業務及び業務経験の記録の確認；
- 
-

- 試験;
- 身体的能力の確認。

G.6.5.3 再認証の方法及び頻度は、適用可能な規準文書を考慮に入れつつ認証スキーム委員会によって決定されることが望ましく、再認証の目的に対して適切なものでなければならない(G.6.5.1 参照)。力量についての初回試験で実技要素を含んでいる場合は、再認証プロセスにおいても、認証機関が実施する実技試験を含むことが望ましい。

## 6.6 証明書及びロゴ/マークの使用

### 6.6 項に対するIAF指針(G.6.6.1 ~ G.6.6.5)

- G.6.6.1 認証機関は、異なる適合性評価システムを示すために同じマークを使用することは避けることが望ましい。また、マークが複数ある場合はそれらの意味の混同を避けることが望ましい。これは、異なる適合性評価システムを表す異なるマークに、同じ企業ロゴを使用することを妨げるものではない。
- G.6.6.2 認証機関はマークの使用についての手順書、及び認証についての虚偽の主張及びマークの虚偽の使用を含む誤用の際、認証機関が従うべき手順書をもつことが望ましい。
- G.6.6.3 もし認証機関が、適切な認定が授与される前に発行された証明書において、認定の地位についての事実と反する主張を行った場合、認定機関は認証機関に証明書を取り消すよう要求しなければならない。
- G.6.6.4 認証機関は、認証された要員が、マークを雇用者又は他の関係者の混乱を招くような方法で使用しないことを保証するための手順をもつことが望ましい。
- G.6.6.5 認証機関が、マークの所有者など別の機関から割当てられたマークを使用する場合、その機関との契約は、この条項(6.6)のすべての部分の意図に適合していることを保証しなければならない。

ISO/IEC 17024:2003 「適合性評価 — 要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項」の適用に関する IAF 指針 終わり

---

追加情報

本指針又はその他の IAF 文書について、追加情報が必要な場合は、IAF メンバー又は IAF 事務局にお問い合わせください。

IAF メンバーの詳細連絡先については、IAF Web サイト参照 <<http://www.iaf.nu>>

事務局—

John Owen,

IAF Corporate Secretary

電話 +612 9481 7343

E メール <[secretary1@iaf.nu](mailto:secretary1@iaf.nu)>